

薬品仕様書

1 品名

水道用水酸化ナトリウム(1kg当たりの単価契約)

2 品質及び評価方法

本仕様に定める水道用水酸化ナトリウムは、日本水道協会（JWWAK122：最新版）に定める「品質」と同等以上の品質のものとする。

(1) 品質－1

浄水または浄水処理過程において、設定最大注入率で使用したときの浄水中の濃度が「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成12年厚生省令第15号）第1条第16号の別表第1に掲げている基準に適合すること。

※設定最大注入率は50mg/Lとする

(2) 品質－2

製品の品質は出荷時の試験報告とする。

品質項目	結果及び外観
外観	無色又はわずかに着色した透明な液体
水酸化ナトリウム	25%以上
塩化ナトリウム	1.5%以下

(3) 評価方法

JWWAK120：最新版（水道用水酸化ナトリウム）及び「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン（平成16年3月）厚生労働省健康局水道課」に基づくこと。

3 品質試験

契約締結後最初の薬品納入までに製品の試験報告書（上記「品質－1」）または品質認証を受けている場合には、認証登録の写しを発注者に提出すること。

（3か月以内に発行されたもの）

4 特記事項

(1) 納入時には、その都度、試験報告書等（上記「品質－2」）を発注者に提出すること。

(2) 納入時には、計量証明書を提出をすること。

5 納入場所、購入予定量及び回数

南部浄水場(安城市和泉町東山40番地)

970kg（固形換算97%相当25%溶液）×10回

合計9,700kg

※量及び回数は予定。

6 納入の基準

発注者の指定する日時に納入できること。

7 納入期間

契約締結日の翌日～平成29年3月31日

8 発注

(1) 契約締結日の翌日から納入対応可能であること。

(2) 発注については、発注者からのFAX発注（随時）とする。

9 その他

(1) 契約薬品が原因により浄水に障害が生じた場合、発注者と協議し、速やかに対応すること。

(2) 契約締結後、製品提供が困難となった場合は、その製品の後継品又は同等以上の品質の有るものを契約単価にて提供すること。その際、理由書を提出すること。

(3) 薬品納入時、目視による確認及び品質検査成績書の確認を行い、発注者が納入品を不合格（仕様書記載の薬品基準を満たさない薬品）とした場合は、受注者は納入を停止し、速やかに品質基準を満たす薬品と取替えるものとする。

(4) その他、仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ定めること。

問合せ先 担当 上下水道部水道工務課浄水管理事務所 野々垣
電話 0566-98-7340
FAX 0566-98-7370